

# 保 健 課 か ら の お 知 ら せ

## 医療費が高額になったとき……

医療費が高額になった場合、一定の金額を超える部分については、共済組合から「高額療養費」「附加給付」が支給されます。

### 【高額療養費について】

組合員又は被扶養者が、同一の月に1つの医療機関又は調剤薬局（以下、医療機関等）に支払った費用が、表の自己負担限度額を超えた場合には、その超えた部分を支給します。

また、あらかじめ共済組合から自己負担に係る限度額適用認定証の交付を受けている場合は、組合員証又は被扶養者証と合わせて医療機関等に提出することで、窓口で負担する費用が自己負担限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額	多数回該当*
標準報酬月額 830,000 円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
標準報酬月額 530,000 円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
標準報酬月額 280,000 円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
標準報酬月額 280,000 円未満	57,600 円	44,400 円
低所得者（住民税非課税）	35,400 円	24,600 円

※ 多数回該当 … 同一世帯で、その月前 12 月以内に 3 回以上の高額療養費が支給されている場合

### 【附加給付について】

組合員又は被扶養者が、同一の月に1つの医療機関等に支払った費用が、表の基礎控除額を超えた場合には、その超えた部分を支給します。

（支給額に 100 円未満が生じた場合は切り捨てとなります。）

	標準報酬月額 530,000 円以上	標準報酬月額 530,000 円未満
基礎控除額	50,000 円	25,000 円



高額療養費、附加給付は、診療報酬明細書等を基に計算し、共済組合が組合員の指定登録口座へ支給しますので申請手続きは不要です。

送金する際は、事前に組合員の所属所を通じ「送金通知書」を送付しますので、支給金額の確認をしてください。